令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
A．企業間連携の要件について		
1	「代表企業は、連携企業２者以上※と CO2 排出削減計画についての合意を締結する必要がある」との記載について、書面等での取り交わしが必要でしょうか。 ※代表企業が大企業の場合は2者以上の連携企業、中堅・中小企業の場合は1者以上の連携企業が必要。	書面での取り交わしが必要です。交付申請時に合意書を提出いただきます。 合意書は自由形式としています。 また、CO2排出削減計画書の様式は協会のScope3交付申請書のHPに掲載しています。 交付申請書ページURL: https://rcespa.jp/r07-scope3/youshiki/shinsei
2	代表企業が中小企業で、GXリーグ及びGXフューチャー・リーグに参画していない場合は、以下の取組を実施することと記載されています。具体的に何か公表資料等を提出が必要ですか。 (ⅲ)環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。	(ⅲ)の要件を満たしていることが分かる資料の提出が必要です。事例として以下があります。 ・Scope3の削減目標があること ・Scope3の排出量が何トンかを把握していること ・左記取組について何を対策するか設定をしていること ・HP等で公表していること
3	連携企業が代表企業のScope3である事を証明する書類は何を用意したら良いですか。	①応募申請書の実施計画書【別紙1-3】企業間連携の概要にバリューチェーンの概要等に、取引品目を含めて記載ください。 ②会社概要ホームページに取引先等を公表している場合は、その写しを提出ください。
4	親会社と子会社が、それぞれ別々の連携企業と組んで応募することは可能でしょうか。	可能です。 その場合、親会社、子会社それぞれが自社のScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9、カテゴリー12のいずれかに該当する企業と事業を行う必要があります。
5	連携企業の要件として、「代表企業のScope3削減に資する企業であること」とあります。 代表企業のScope3の範囲でない工場の設備更新は、補助事業の対象となりますか。	令和8年度公募要領では、「連携企業による設備・機器の更新は代表企業のScope3の削減に寄与する取組を必ず含むものとする。」としております。 事業所(工場)単位で、代表企業のScope3の範囲でない設備更新のみの場合は、補助事業の対象外となりますが、Scope3の範囲にある設備更新とあわせて実施する場合は補助事業の対象になります。
6	代表企業へ製品を納品している連携企業において、事務所の空調設備更新のみを行う場合、補助事業を実施することは可能でしょうか。	代表企業にとってScope3削減に寄与するのであれば、連携企業の事務所空調設備の更新は補助事業の対象になります。

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
7	持ち株会社自体が代表企業となり、子会社のサプライヤーを連携企業とすることは可能ですか。 (持ち株会社がGX率先実行宣言を行っている場合。)	本補助事業において、ご質問の企業間連携の要件は不可とします。
8	連携企業と連携企業の子会社が補助事業を実施する場合の要件はありますか。	連携企業の子会社の取り扱いは、以下の通りとします。 ・連携企業の子会社について申請可能とする ・連携企業と子会社あわせて1者扱いにする ・補助上限額は連携企業と子会社で合計15億円
B．応募申請について		
1	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書の記載内容が当補助事業の趣旨に沿い、外部の有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を行い、その後審査結果を踏まえ、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。例えば事業のキャッシュフローや途絶リスクの対応方法で事業の継続性が確認できない場合は採択されない場合があります。
2	応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けておりません。
3	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。 パンフレットやホームページに掲載されたものを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
4	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
5	応募申請・交付申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	協会が提供するExcel形式は、ファイルをそのまま提出してください（シートを分けずに一連のファイルで提出）。その他参考資料等については、作成時のファイル形式のままで提出してください。また、資料のコピー等はＰＤＦ形式で提出してください。
6	応募申請書【別紙２】補助対象経費計算書は、金額の根拠がわかる書類（見積書等）を添付する必要がありますか。	応募申請段階では、機器・工事等の見積書は提出不要です。計画等の内容に基づいた概算でも構いません。

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
7	採択後、工事内容は変わらなくても、資材の変更などがあり、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知書に記載された採択額が補助金交付額の上限となります。 なお、応募時の概算により算出した補助対象経費が、交付申請の検討時に20%以上増減した場合は、交付申請前に変更申請のための応募申請書を改めて協会に提出し、承認を受ける必要があります。
8	公募要領に、審査で経営層とのコミットを確認するため、代表企業の代表権を有する者（またはそれに準ずる者）との面談日程を提示必要とあります。「それに準ずる者」とはどのような経営層レベルの者が必要ですか。	基本的には「代表権を有する者」としており、代表取締役等を想定していますが、それに準ずる者として、書面をもって指定された者が、経営方針等について判断ができる立場として面談において回答することは可能とします。
C．CO2削減コスト算出方法について		
1	基準年度(設備更新前)のCO2排出量の算定は直近過去３年間の排出量の平均値(令和５年度～令和７年度)または令和７年度のいずれか任意とすることとされていますが、過去３年間のうち、１年間だけ極端に排出量が少ない(多い)場合には、どうしたらよいでしょうか。	直近過去３年間の排出量の平均値をとるか、令和７年度を取るかは任意で選択できますので、CO2排出量の実態に合う方を適切に判断願います。
2	応募申請にあたり、申請排出量を必達するために余裕度を計算して申請できますか。	応募申請時において余裕度を含めたCO2削減算出根拠を提出されても審査を行います。　なお、交付申請において設備投資の詳細を提出され検討した結果、応募申請よりCO2排出削減量が20%以上減った場合は、応募申請からやり直していただく可能性がありますのでご留意ください。
3	削減効果把握のために計測器の設置が必要ですが、計測器の規格はありますか。また、設備更新前の機器についても計測器を設置する必要がありますか。	設備更新によりCO2排出削減量を把握するための計測器に係る規格の指定はございません。 更新前設備のCO2排出量の把握方法は、必ずしも実測である必要はなく、購買量に基づく方法での把握も可能です。 把握方法の詳細については、環境省発行の「SHIFT事業CO2削減対策の効果算定ガイドライン」をご参照ください。
D．補助対象となる設備について		
1	工場内に新規生産ラインを設置する場合に導入する設備は、従来技術より30%以上の省CO2効果が見込めるのですが、補助事業の対象になりますか。	本補助事業は設備更新によるCO2排出量の削減を目的としている為、補助事業の対象外です。

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
2	設備の取り付け工事、基礎工事は対象となりますか。	設備の取り付け工事は対象となります。 基礎工事は必要最低限となります（たとえば、補助対象外設備と基礎が共有である場合、補助対象設備の範囲の基礎部分のみが対象となります）。 なお、既設設備の撤去工事は対象とはなりません。
3	空調の制御に必要なセンサー・コントローラーを申請できますか。	センサーやコントローラーは空調の更新と合わせて導入する場合、補助対象になります。
4	電気やガスへの燃料転換を行う場合、LNG／LPG供給設備や受変電設備の追加、あるいは敷地内の電力ケーブルやガス配管等の付帯設備も補助対象となるでしょうか。	燃料転換により更新される機器（ヒートポンプやボイラ等）が補助対象となる場合は、左記付帯設備も補助対象となりえます。
5	電気自動車は補助対象となりますでしょうか。	電気自動車等の車両は本補助事業の対象外です。
6	設備導入が対象とありますが、バーナーの更新でも補助対象となりますか。	バーナーの更新は補助対象です。ただし、既存設備の更新により、新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」のような更新は認められません。
7	設備導入に際して、A設備とB設備がある場合、A設備については、補助実施期間の最終年度１月末までに工事が完了します。一方、B設備については、工事が完了しない恐れがありますので、自己資金で設備を導入し、（交付決定前に）設備を発注する計画です。A設備のみの補助事業の実施対象として申請することを考えているが可能でしょうか。	２つの設備の工事が事業として一体不可分であるならば、１つの補助事業に当たると考えており、１月末までに工事が完了している必要があります。よって、２つの工事を切り離すことができないならば申請は不可です。 一方、例えば２つの工事の契約が分かれていれば、別個の事業として見做すことができるので、今回の申請対象工事が１月末までに完了するA設備のみであるならば申請は可能です。その場合、自己資金等でB設備の導入を行うことを妨げるものではありません。 なお、見積書、発注書・契約書は別々に作成するか、区分して作成ください。
8	設備機器の本体に保温カバーを装着することにより、ヒータ負荷等が軽減されCO2の削減に貢献する場合は、この保温カバーを補助対象と考えて良いでしょうか。	更新する設備本体及び付属設備(機器・配管)に付随して行う防熱・断熱強化工事に関しては対象となります。 既存の設備機器や既存配管の断熱対策は補助対象にはなりません。
9	投資回収年数３年以上とは、個々の補助対象対策で判断するのですか。また、投資回収年数の計算方法を教えてください。	個々の補助対象毎ではなく、事業者単位で判断します。また、投資回収年数の計算は（総事業費（円）－ 補助金所要額（円））÷年間のランニングコスト削減効果額（円/年）になります。

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
10	旧設備を丸ごと解体撤去せずとも、配管や電源などでラインと縁切りできていれば「稼働不能」の状態と考えてよいですか。また、補助事業設備がトラブルなどで停止し、代わりにこれらを復元・再運転することは可能ですか。	旧設備本体を解体撤去できない場合は、配管や電源などを物理的な方法で切断する方法を取っていただければ稼働不能状態と取り扱います。ただし、当初から旧設備を補助機器として使用することを予定している場合は、「設備更新」ではなく「新設」となりますので、補助対象とすることはできません。
11	撤去した更新対象の機器・設備を他の事業場で使用したいが可能ですか。	撤去した機器・設備の流用は認められません。
12	故障している機器の更新も補助事業の対象に含めて申請する事は可能ですか。	CO2削減のための更新設備の導入が補助事業の要件です。「故障した状態、使用していない設備・機器」は更新前CO2排出量がない為、対象とはなりません。
13	中小企業が導入するLED照明設備について、公募要領に、「企業規模による削減率要件(10%削減を満たす)において、LED照明設備の排出量・削減量を含めない。」とありますが、事業全体の削減率要件(30%削減)でも、算定範囲にLED照明設備分は含めないのでしょうか。	中小企業の削減率要件10%には含めませんが、事業全体の削減要件の30%には含めることとします。
E. 補助対象経費について		
1	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めてよいですか。	プレート作成費及び貼付の費用は補助対象とはなりません。
2	Scope3排出を削減するための計画策定やコンサルティング費用は補助対象になりますか。	計画策定・コンサルティング費用は補助対象外です。なお、事業を行うために直接必要な機器、設備・システム系の「設計」は補助対象です。
3	ルームエアコンは補助対象となりますか。	ルームエアコンは家庭用機器となりますので、補助対象外です。
4	削減効果を報告するうえで、モニタリングのために計量器が必要な場合、計量器は補助対象となりますか。	効果測定に必要な計量器は、補助対象になります。また導入予定の設備に付随している計量器（燃料タンクに設置されている液面計など）は補助対象としています。しかし、導入する設備に関係のない計量器は、「CO2排出削減に寄与しない周辺機器」に該当するため、補助対象になりません。また購買伝票で把握できる場合等、モニタリングが必要不可欠でない場合で、当該計量器導入に別途費用がかかるものは対象となりません。

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
5	間接工事費の見積もりの方法を教えてください。	公共建築工事共通費積算基準の最新版に準拠してください。 大きく分けて、積み上げ方式と比率による方式があります。比率による方式を採用する場合は、補助対象分の間接工事の比率≦補助対象外の間接工事の比率とする必要があります。
6	見積書のひな形はありますか。	ひな形はありません。見積書は、内訳に「別紙２ 経費内訳」にある経費区分・費目が突合せできるように記載して下さい。また、記載した分類を見積書の内容で確認できるようにして下さい。
F．事業期間(複数年度事業)について		
1	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生し、初年度内に補助金の交付がない事業は、補助対象となりません。
2	複数年度事業で、２年度目も交付申請をするのですか。	複数年度事業として交付申請し交付決定されている場合、翌年度以降の交付申請は不要です。
3	複数年度事業で、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注(契約)をしてよろしいでしょうか。	複数年度事業として、年度を跨いだ事業を一つの事業として交付決定後、全ての発注(契約)が可能です。
4	複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。	事業実施スケジュール、事業経費を年度毎に明確にして申請ください。（何をいつまでに実施するのか明らかにすること） ・事業実施スケジュールは、工事日程の他、検収予定月・支払予定月を年度別に整理が必要です。 ・事業経費においても、それぞれ年度別に区分して、総事業費・補助対象経費・補助金所要額の記載が必要です。
5	補助事業の計画変更について、交付規程第８条第１項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第２の第１欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の１５％以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の２点に該当する場合を指します。 ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合 ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要が生じた場合は、独自で判断せず必ず協会へ相談してください。

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
6	交付申請時に記載した補助事業の完了予定日を変更したい場合はどうすればよいでしょうか。	完了予定期日に遅延が見込まれる場合はまず協会に相談ください。 完了予定期日までに完了しないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅延報告書の提出が必要です。
7	事業完了の期限（令和９年１月31 日）までに確実に完工するために、交付決定日前に工事業者とのやりとりをする場合は、どこまで認められますか。	工事の発注、契約、着工、支払いは交付決定日以降に行っていただく必要があります。交付決定日までに補助事業の実施のための契約の締結に向けた準備行為（見積もり合わせを実施するなどして発注先を選定することなど）を行うことは認められますが、契約締結日（契約書や注文請書の日付）が交付決定日より前の場合、補助金の交付の対象外となるので十分注意してください。内示や口頭連絡でも、事前に発注・着手することは認められません。
G．共同申請について		
1	設備更新でリースを使用する際の注意点を教えてください。	応募申請は代表企業が行います。 採択後の交付申請は、財産を所有(取得)する者が代表事業者として行います。 リースを利用する場合は、代表事業者：設備所有者（リース会社）、共同事業者：設備使用者で事業を実施する者（リース利用者）となります。 なお、リース会社は事業参画者のCO2削減取り組み要件を満たす必要はありません。
2	２者以上の者が設備を所有(財産を取得)する際は、２者が代表事業者として交付申請できますか。	複数事業者が連携し省CO2型システムを導入する、または、既存システムへの設備追加により、複数の事業者が省CO2設備を所有して実施する補助事業は、代表事業者の連名による申請となります。
3	複数のリース会社を用いて交付申請することは可能ですか。	複数連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。 (例　工場・事業場の所有者による事業とリース事業またはESCO事業を同時に行う場合)
4	リース会社を代表事業者として交付決定されたが、その後にリースを活用しないスキームへ変更し、共同事業者が代表事業者に代わることはできますか。	交付決定後の代表事業者の変更はできません。 リース会社がESCO事業者の場合も同様です。

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
H．消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第３に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者
2	事業者としては消費税について免税と課税の両方の事業をしている。 そのような場合はどちらで応募すればよいですか。	補助事業の申請する事業所の事業で判断してください。消費税免税事業者として申請する場合は、確認のための書面を提出する必要があります。
3	消費税について免税事業者か課税事業者かはどのように確認したらよいでしょうか。	貴事業所の経理、税務部門の担当者に確認してください。
I．補助事業における発注について		
1	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
2	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、注文書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。（内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等）
3	見積再検討の結果、補助対象経費に差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。	交付決定の内容と異なるので、原則認められません。

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
Ｊ．他の補助金との併用について		
1	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。 ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。 なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。 以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
2	設備導入事業で申請する機器以外で、他の補助金との併用はできますか。	本事業で申請しない設備機器については併用できます。
Ｋ．補助金の交付について		
1	概算払いはできますか。	本補助金は、補助事業者が申請して協会が必要であると認めた場合に、概算払を行うことができます。詳細は公募要領をご確認ください。
Ｌ．補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価５０万円以上の財産です。 これを処分の制限期間内に処分する時は、協会に申請し承認を受けなければなりません。財産を処分する必要が生じた場合は、予め協会へご相談下さい。処分の制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。 なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号)により定められています。
2	交付規程第８条第１項第十四号に規定の取得財産のうち、その他大臣が定める財産とはどういったものですか。	補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の無形資産（ソフト、システム改修等）です。

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）

令和8年９月１日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくある質問　令和8年度

No.	質　問	回　答
M. 事業報告書について		
1	事業終了後３年間において稼働増などにより、CO2削減率の目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減率が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。また、今後の対策を提示いただくこともあります。
2	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、カーボンクレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。	補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。

2026年9月1日　V1.1　.